

まずは相談

成年年齢引き下げに伴う新成人の消費者トラブルにご注意

民法改正により、この4月1日から成年年齢が18歳になりました。

成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意志で契約ができます。高校生でもローンを組んだり、クレジットカードを作ったりできるようになります。

未成年者の場合、親などの法定代理人の同意がない契約は取り消すことができますが、成人になると民法の「未成年者取消権」に基づく取り消しができなくなります。そのため、保護がなくなったばかりの高校・大学在学中の新成人をねらい打ちに

する悪質な業者がいます。新成人をターゲットにした悪質商法のトラブルに巻き込まれないよう注意してください。

不安を感じた際やトラブルが生じた際は、消費生活センターまでご相談ください。

■契約や買い物で「困ったな」と思ったら

消費者ホットライン 188

■貸金業に関する問い合わせ

日本貸金業協会 貸金業

相談・紛争解決センター

☎0570(051)051

関東財務局宇都宮財務事務所

理財課 ☎028(346)6302

■警察への相談 #9110

場所にとらわれない働き方

コロナ禍に急速に拡がりを見せた「テレワーク」。インターネットなどを利用した、職場や勤務時間にとらわれない働き方のことです。市役所1階にもテレワークスペースが設けられ、無料Wi-Fiを利用して仕事をすることができます(38ページ参照)。

在宅勤務もテレワークの一種です。育児や介護などで職場での勤務が難しくなってしまった方も、在宅勤務制度の導入により、就業を継続することができる場合があります。

市はテレワークのための移住を補助しています。労働局でも、中小事業主を対象として、テレワーク制度の導入にかかる経費の助成金の申請を受け付けており、だれもが働きやすい柔軟な職場環境づくりを推進しています。

市消費生活センター専用ダイヤル ☎(44)4883(市役所2階)

■相談日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～5時

※来所での相談の場合は、事前に電話でご予約ください。

※土日・祝日の電話相談は消費者ホットライン☎188(局番なし)へ

まちがいさがし

わかるかな?

▼ かんぴょうとカンピくん

2枚の写真には違っているところが3つあります。みつけてみてください。(印刷の汚れは除く)

※答えは46ページ下段



スマートフォンやタブレット端末から「広報しもつけ」を読むことができます

○カタログポケット

URL https://www.catapoke.com/?mict_code=1

iOS



Android



○トチギーブックス

URL <http://www.tochigi-ebooks.jp/>



○マイ広報紙

URL <https://mykoho.jp/>



○マチイロ

URL <https://machihiro.town/>

